

今後ニ於テハ五十年ノ外ニ至ルハ無クシテ其ノ
 子孫ニ傳テ其ノ業ヲ継グニシテ其ノ業ヲ継グニシテ
 其ノ業ヲ継グニシテ其ノ業ヲ継グニシテ其ノ業ヲ継グ
 其ノ業ヲ継グニシテ其ノ業ヲ継グニシテ其ノ業ヲ継グ
 其ノ業ヲ継グニシテ其ノ業ヲ継グニシテ其ノ業ヲ継グ
 其ノ業ヲ継グニシテ其ノ業ヲ継グニシテ其ノ業ヲ継グ
 其ノ業ヲ継グニシテ其ノ業ヲ継グニシテ其ノ業ヲ継グ
 其ノ業ヲ継グニシテ其ノ業ヲ継グニシテ其ノ業ヲ継グ
 其ノ業ヲ継グニシテ其ノ業ヲ継グニシテ其ノ業ヲ継グ
 其ノ業ヲ継グニシテ其ノ業ヲ継グニシテ其ノ業ヲ継グ

官公署 官公署
 日本帝國銀行 日本帝國銀行
 五十才
 五十才

財團法人協同會大阪支所

一方會社側トシテハ前支配人ヲ前上ノ任末ヨリ敬遠主義ヲ採リ
 居役タル監査役ニマツリ込ミ新ニ大阪市電氣局自助會囑託為本
 世成氏ヲ人事課長ニ採用シ組合關係等ノ任ニ當ラシメ居タルガ
 本氏ハ常ニ勞働組合員ト會見シ外
 員等ノ感情ヲ善シ居タル所ニ前支配人一派ノ社員モ為本ニ反
 以テ職工北村陳蘇練田市之助（組合員）二名ヲ離工ニ詰替シタル
 以テ職工北村陳蘇練田市之助（組合員）二名ヲ離工ニ詰替シタル
 二改等ハ不平ヲ唱ヘ反抗的言辭アリタルヲ以テ十二月末解
 雇シタル兩名ハ所屬台同勞働組合ニ對シ懇復ヲ求メ本月八日午
 八時同社職工池田市八郎外四名ノ名義ヲ以テ歎願書ヲ提出シタリ
 十、歎願書
 一、北村・練田ノ兩名ヲ復職セシメルコト
 二、為本人事務課長ヲ辭職セシムルコト
 三、年二回ノ定期昇給ヲ實行スルコト

- (一) 北村・練田ノ兩名ヲ復職セシメルコト
- (二) 為本人事務課長ヲ辭職セシムルコト
- (三) 年二回ノ定期昇給ヲ實行スルコト